

第1 蕪崎市中小企業・小規模事業者振興協議会の概要

1 設置目的

中小企業・小規模事業者の振興を図るために制定した蕪崎市中小企業・小規模事業者振興基本条例に基づき、その基本理念の実現に向けた事業の実施状況等を検証するため、協議会を置く。

2 根拠例規

- ・蕪崎市中小企業・小規模事業者振興基本条例（平成28年4月1日施行）
- ・蕪崎市中小企業・小規模事業者振興協議会規則

3 委員構成（規則第3条・第4条）

(1) 委員構成（市長の委嘱又は任命）

- ①中小企業・小規模事業者
- ②学識経験者
- ③地域経済団体
- ④金融機関
- ⑤その他関係機関
- ⑥市の職員

(2) 委員人数 10名以内

(3) 任期 2年

4 組織構成（規則第5条）

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 選任方法 会議において選任

5 会議（規則第6条）

(1) 会議の議長 会長が議長となる。

(2) 会議の定足数 委員の過半数の出席

(3) 会議の議決 出席議員の過半数

6 協議会の所掌事務

(1) 条例に定める基本理念の実現の検証

(2) 条例に定める基本的な施策の検証

(3) その他協議会に諮問すべき事項

第2 蕪崎市中小企業・小規模事業者振興協議会の所掌事務

1 基本理念の実現の検証

【基本理念】 (条例第3条)

- ① 中小企業・小規模事業者の創意工夫が生かされること。
- ② 中小企業・小規模事業者の経営改善・自主的な努力が促進されること。
- ③ 中小企業・小規模事業者の経済的社会的な環境の変化への円滑な適用が図られること。
- ④ 市、中小企業・小規模事業者、地域経済団体、教育機関、大企業、金融機関及び市民の相互の連携・協力が行われること。
- ⑤ 地域内経済循環の促進が図られること。
- ⑥ 小規模事業者の事業の持続的な発展が図られること。
- ⑦ 小規模事業者の多様な経営規模及び形態に応じた十分な配慮がなされること。

2 基本的な施策の検証

(基本的な施策=基本理念を実現するために、行うべき基本的な実施策)

【基本的な施策】 (条例第12条)

- ① 中小企業・小規模事業者の経営安定の促進及び経営革新を支援すること。
- ② 中小企業・小規模事業者の創業及び新分野事業の創出を促進すること。
- ③ 中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図るため、融資制度を支援すること。
- ④ 中小企業・小規模事業者の販路及び受注機会の拡大を支援すること。
- ⑤ 地域資源を活用した産業の発展及び創出を促進すること。
- ⑥ 若い労働力その他人材の確保及び育成を支援すること。
- ⑦ 女性、高齢者等の雇用の促進及び労働環境整備を支援すること。
- ⑧ 商店街等のまちづくり環境整備を支援すること。
- ⑨ 市、中小企業・小規模事業者、地域経済団体、金融機関及び教育機関それぞれの相互連携及び協力を促進すること。
- ⑩ 中小企業・小規模事業者の経営状況その他実情の把握に努めるため、企業訪問等による情報収集を積極的に行うこと。
- ⑪ 中小企業・小規模事業者の振興に関する市民への理解を深め、協力を促進すること。